

留学生プログラム規定—主要規定

宿泊先と福祉規定

- 小学生がビクトリア州立小学校で履修する間は、親または法的親権保持者と一緒に住まなくてはなりません。この規定に従わない場合は、入学を取り消すこととなります。
- 15歳以下の中高校生は親または移民多文化先住民省（以下略して移民省または DIAC とする）の認めた親戚と一緒に住み、面倒を見てもらわなくてはなりません。
- 15歳以上の学生の宿泊先と福祉には、次の3つのオプションがあります：
 1. 親または移民省が認めた親戚と一緒に住む。
 2. 学生の親または法的親権保持者が一緒に住む家族の友人を指名できる。指名された人は教育・幼小児期発育局の認可を受ける必要がある。
または
 3. 学生は教育・幼小児期発育局にホームステイを手配するように要求できる。
- 適切な宿泊先・福祉確認書(CAAW)を交付された学生は CAAW が特定した期間に福祉を受けることができます。これは学生がコースを開始する 7 日前、コース終了・中断・18 歳の誕生日後（いずれか早い日）、最高 7 日間の期間が対象となります。
- 学生ビザの規定で、オーストラリア滞在中は健康保険が必要です。移民局は要求に応じ、海外留学生保険(OSHC)を準備することができます。
- 教育・幼小児期発達局の事前の認可を受ける前に、宿泊先や福祉の取り決めを変更した場合、学生ビザを取り消されることもあります。
- CAAW を交付された 18 歳以下の学生の福祉は、教育・幼小児期発育局の責任であり、ホストスクールの校長または副校長に委託されます。
- 教育・幼小児期発達局は、親が別個に手配した民間機関または民間人のカウンセリングや支援に関して責任を負いません。ビクトリア州政府プライベート法により、それら機関に任命された人々はビクトリア州立校や教育・幼小児期発達局から直接に情報を得ることはできません。
- ホームステイの宿泊は学生のホストスクールが手配したホストファミリーが提供します。教育・幼小児期発達局がホームステイ宿泊を提供することはありません。
- 学校は入学の条件として、18 歳以上の学生にも教育期間中は認可した宿泊先に留まることを要求する場合があります。
- ホームステイ先が学生のホームステイを打ち切りたい場合、少なくとも 2 週間前に学生とホストスクールに通知しなければなりません。学生がホームステイ先を出たい場合、

少なくとも2週間前にホームステイ先とホストスクールに通知しなければなりません。2週間以内の通知では、保証金が戻ってこないこともあります。

- 休暇中は、学生が留守の間も、ホームステイ先を確保するために保留金を要求される場合があります。
- ホームステイをする学生は、入学時にホームステイ責任合意書にサインすることを求められます。合意書には家庭内の規約、要求事項のほかに、ホームステイ費用や支払い方法などが説明されています。
- 学生または親（またはその両者）は、学生が居住している間に生じた器物破損の対価や費用を弁償する必要があります。
- ホームステイ先または学生が解決できない苦情はホストスクールに書面で提出してください。

学業進捗規定

- 学生は在籍中に移民省が要求する学業成績基準を満たさなくてはなりません。満足のいく学業成績とはビクトリア州教育課程・査定委員会が国内学生に課す要求事項に見合ったもので、学校が学期ごとに査定します。
- 翌年レベルに進学するためには、またはコースを修了するには入学許可書(CoE)で合意した一定期間中に必要な課目・ユニットを満足のいくレベルで完了しなければなりません。
- 学生は入学許可書(CoE)に規定されている予想期間中にコースを修了しなければなりません。同情に値するまたはやむを得ない事情がある場合、学校が介入戦略を取った場合、学業延期が認可された場合は、期間延長が認可されることがあります。

介入戦略

- 満足のいく学業レベルに達成できなかった学生は、成績の伸びを妨げている問題を解決するためにカウンセリングを受けます（最初の措置）。英語・特定課目の個別指導あるいは個人の課題を対処するためのカウンセリングを受けることになるでしょう。学校内で通常提供できるこれ以上の措置は、家族が費用を出すことになります。学生はキャリアと指導カウンセリングを受け、課目またはコース選択（またはその両方）の変更を忠告されるかもしれません。
- それでも成績不振が続けば、学生は学校と一定期間中に学力向上契約を結ぶことになります。両親はこの契約やさらなる措置についての知らせを受けます。
- その一定期間に成績が要求されたレベルに至らなかった場合、学生は国際教育部（IED）に呼ばれ、新たな学力向上契約が結ばれ、再検討期間が取り決められます。

- IED の成績要求が満たされなかった場合、その学生はビザ規定違反として移民省に通知されます。
- 移民省に規定違反が知られる前に、学校は学生に通知します。この通知を受けた学生は懇願するために 20 日間の期間が与えられます。
- 通知前に、同情に値するあるいはやむを得ない事情は考慮されます。

出席率規定

- 学生は全ての規定コースにある授業に出席しなければなりません。
- 学生ビザの条件として、80%以上の授業に出席しなければなりません。
- 学校は毎日出席をとり、ビザ規定の準拠は 2 週間ごとに計算されます。
- 医師の診断書を伴う欠席は総合的な出席率に影響しませんが、学生をビザ規定違反で通知するかどうかを決定する際に、考慮されることがあります。

介入戦略

- 出席率が 90%になった時点で、学生と両親は通知を受けます。
- 出席率が 90%以下になった場合、学生は校長（あるいは校長に任命された人）と面談し、両親とホームステイのホストは連絡を受けます。学生は学校と出席率向上契約を交わすことが要求されます。
- 出席率が 85%にまで下がれば、学生は国際教育部(IED)に通知され、出席率向上を目指して契約を交わします。
- 出席率が 80%以下になると、ビザ規定違反として移民省に通知されます。
- 移民省に規定違反が知られる前に学生は通知を受け、学生は懇願するために 20 日間の期間が与えられます。
- 通知前に、同情に値するまたはやむを得ない事情は考慮されます。

学生の行動規定

- 学生は、宿泊先や福祉の規約を含むホストスクールの行動規範を順守しなければなりません。
- 学生はビザ規定全てに準拠し、自分や他人の安全を脅かす行動または警察に告発されるような行動を起こしてはいけません。このような行動は、入学の一時停止あるいは取り消しの理由になります。

- 国際教育部（IED）は学生の不正行為のために入学を一時停止するか、取り消しすることもあります。不正行為とは、学校の行動規範を繰り返し破る、学校・ホームステイの規約・要求される行動基準を繰り返し無視するなどを意味します。
- 学生は移民省に通知される前に通知の知らせを受け、懇願するために 20 日間の期間が与えられます。
- 通知前に、同情に値するまたはやむを得ない事情は考慮されます。

学生の休学規定

- 国際教育部（IED）は、学生のコントロールに及ばない、同情に値するまたはやむを得ない事情があれば、またその事情が学力やコースの進行に影響を及ぼすと判断した場合、入学の延期を認めます。このような事情とは重病、重症、トラウマ、近親者の死亡、自国の大政変や天災などです。
- 同情に値する、またはやむをえない事情がある場合は証拠提出が求められます。
- 入学延期は最高 6 ヶ月で、日付を遡っての延期はありません。

転校規定

他のビクトリア州立校への転校

- 学費を納めた後、入学の前に他のビクトリア州立校へ転校することは、特別、同情に値する、またはやむを得ない事情がある場合に限りケースバイケースで考慮されます。転校費を支払う可能性もあります。
- 入学後 6 ヶ月（2 学期）がたてば、他のビクトリア州立校に転校願いを申請できます。
- 学期中の転校は考慮されません。
- 転校は移民省へ、入学後 6 ヶ月（2 学期）の 2 週間前に申請します。特別な事情がある場合、転校費は免除されます。
- 学生が行動、出席率、学業成績に関し、IED または学校と特別の契約がある場合、転校は考慮されません。
- 他のビクトリア州立校への転校申請は、IED にてケースバイケースで審査し、必要書類提出と調査が前提となっています。転校理由は、課目選択の不可、予想外の宿泊・福祉事情変更、学生とホストスクール間の解決不可能な問題、衝撃的な出来事などを含まれますが、これらに限定されるものではありません。
- 他のビクトリア州立校への転校は、転校先に空きがある場合に限りです。

- 他のビクトリア州立校への転校申請は全て、転校先の学校の受け入れ結果に関わらず、返金不可の前金 515 ドルを支払わなくてはなりません。同情に値する、またはやむを得ない事情がある場合は除きます。

他の登録プロバイダーへの転校

- 学費納入後、入学前に他のプロバイダーへ転校することは、特別、同情に値する、またはやむを得ない事情がある場合に限り、ケースバイケースで考慮されます。
- 退校書の発行は入学してから 6 ヶ月以内の、特別、同情に値する、またはやむを得ない事情がある学生に限り、ケースバイケースで考慮されます。
- 入学後 6 ヶ月（2 学期）以内に他の登録プロバイダーへ転校することはできません。
- 学生は入学後 6 ヶ月（2 学期）すれば他の登録プロバイダーへの転校を申請できます。
- 退校書は学生が他の登録プロバイダーの入学許可書を提出した場合のみ発行されます。
- 学生が 18 歳未満の場合、親もしくは法的保護者からの転校を支援する手紙が必要です。
- 学生が 18 歳未満で、オーストラリアで親あるいは指名された適切な親戚に世話を受けていない場合、入学許可書にはプロバイダーが学生の宿泊先、支援、一般福祉を確保する責任を請け負うことが含まれていなければなりません。
- 退校書は学生が授業料、その他の費用を支払っていない場合、もしくはビザ規定を違反をしたか、違反を報告される可能性がある場合は発行されません。
- 転校申請書は、申請書と申請料金を受領後、10 実働日以内に手続きが取られます。
- 転校要求が拒否された場合、学生は苦情手続きに 20 日間の期間が与えられます。

学生の旅行規定

この規定は適切な宿泊先と福祉の手配保証（Confirmation of Appropriate Accommodation and Welfare Arrangements (CAAW)）を受取った学生に該当します。親あるいは移民省が認めた親戚と住んでいる学生には該当しません。

- ビクトリア州内または国内旅行は学生の両親の許可書及び校長または副校長の承認が必要です。ホームステイに住んでいる場合は、ホームステイの家族に旅行内容と旅行計画の詳細を知らせなければなりません。
- 学生は上記の条件を前提に、以下の状況で旅行できます。
 - ーホームステイの家族との休暇中の旅行
 - ー学校のスタッフが監督するキャンプ・遠足
 - ー学校が承認し、子供たち相手に働くチェックを受けた人（たち）との旅行

- ー登録旅行社が企画した学生向けの国内観光パッケージツアーで、監視・監督が行き届き、個人の移動行動が含まれない旅行（ホームステイ、学校、学校が決めた集合場所の送り迎えが付いている）。
- ー旅行中の責任を取れる、18歳以上の直接家族（親、兄弟・姉妹、伯父・伯母など）との旅行
- ー地元のチーム・グループの一員として行くスポーツやクラブイベント。クラブまたは団体が保護・監督をします。この場合、子供たち相手に働ける証明書を持った大人が常に監督することになっています。

苦情および上訴規約

- 国際教育部は苦情を公正に、即時に、かつ内密に対応する制度に徹しています。
- 正式な調査は苦情詳細を書面で提出することが要求されます。
- 書面による苦情を受領してから、10 実働日以内に苦情対処を始めます。
- IED への苦情提出に費用はかかりません。
- 苦情者からの許可がない限り、苦情者の身元が明らかにされることはありません。
- 内部苦情が処理されている間、学生の福祉に酌量すべき事情がない限り、IED が学生の入学、宿泊・福祉を管理します。しかし、学生はこの間に授業に出席しなければならないという意味ではありません。
- 苦情に対する決定は、決定の詳細及び決定に至る理由を含めて書面で返答します。
- 苦情者は上訴する権利があり、その方法に関しての知らせを受けます。
- 内部苦情の処理結果に学生が満足できない場合、IED は苦情や上訴を審査する独立機関を手配します。
- 苦情に対する内部あるいは外部の決定が学生に有利であった場合、IED は即刻学生に知らせ、この決定を実行し、必要な是正・予防措置を取ります。
- この協定及び苦情と上訴手段の存在は、学生が消費者保護法のもとで行動を起こす権利を奪うものではありません。

プライバシー規定

- 登録書類には学生個人、家族、世話人に関する情報の質問があります。これらの情報を収集する目的は、教育・幼小児発育局、ビクトリア州立校、他の契約機関が学生を登録し、学生の教育・福祉のニーズが満たされるようにスタッフや資源を割り当てることにあります。収集情報は他の政府機関および留学生プログラム(ISP)に関連のある契約機関と共有する場合があります。

学生情報

- 出生国、英語力レベル、学習レベルなどが含まれます。これは教育・幼少児発育局が、学生に適切な学校教育の種類やレベルを決定するために使います。これらの情報は全て極秘扱いで、教育・幼少児発育局は学生の同意がない限りまたは法律で義務付けられない限り公表することはありません。

緊急連絡先

- 教育・幼少児発育局が緊急時に連絡しなければならない人たちの情報です。これらの人は、彼らが指名されたこと、彼らの情報が教育・幼少児発育局に提供されたことを必ず承知していなければなりません。

家族情報

- この情報は学生の在籍や学習進捗の状況を学生の親に知らせるために収集されます。家族の状況が変更した場合は、なるべく早く国際教育部に通知してください。この情報は登録書類に指名されている人たちのみに提供されます。

健康情報

- 教育・幼少児発育局のスタッフが学生の面倒を正しく見るために必要な情報です。健康状態や身体障害について特記することがあれば、記入してください。海外留学生保健(OSHC)プロバイダーは医療保険を提供するために、学生の氏名、生年月日、性別、健康保険状況に関する情報が必要です。

在留資格（ビザ）

- 教育・幼少児発育局が学生の入学手続きに必要な情報で、移民省の規定に応じたものです。
- 学生が在籍中、同省はビザの有効性を確認するためにいつでもこの情報を利用することができます。

福祉と到着

- この情報は到着する学生の安全と福祉そして適切な生活環境を保証するためのものです。

学校斡旋

- この情報は学生が希望の学校を述べるためにあります。

扶養学生

- この情報は申請者に正しい料金を請求するため、移民省の規定順守を確かめるためにあります。

情報

- プライバシーに関する方針は同省のプライバシー・マネージャー(+613 9637 3601)から入手できます。